令和5年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	2							<u>府 省</u>	庁 名	財務省	
対象	税目	個人	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	. 固定資産税	事業所税	その他()	
要望 項目名		適	格退職年	金契約の積	立金に対す	- る特別法人税	の撤廃又は課	税停止措置	の延長		
要望内容(概要)						の要とする制度 対する特別法人					
		格法	退職年金	年金制度の原 契約の受給	者保護のた		対する特別法。	人税の撤廃	又は課税停」	:へ移行できない閉鎖3 上措置の延長を要望す る。	
関係	条文	t ;	地方法人	税法 第10	条 第9条、第 条	第 292 条、第 5 83 条、第 84	.,.	第 145 条6	の2、第145	5条の3、第145条の	94.
減 見ジ			初年度] 改正増減	— 収額] -	<u> </u>) [平	年度] —	- (_)	(単位:百万円)	
要望	理由	(• • • •			図る観点から	、積立金に	対する特別	法人税の撤廃又は課	税停
		((公的 ⁴ て課税 るとい 特別 ³ 結果が ³ に著しい	年金に関するに関するに関するに関する等という原則に基づき人の場合にまた。	なび退職所 ろ、給付時 づき、資産 说された場 こも課税さ ることから	「得控除の対象」 まで課税が繰 額全体に対し 合、あらかじ れるため、更 、受給者保護)となってお り延べられる て、課税され め備える積立 に財政状況の の大きな阻害	り、特別法 ことを踏ま る。 金が減少し 悪化を招く 要因となる	人税は、掛え、その期 え、その期 、積立状況 可能性があ	人税課税、給付時は 金拠出時に給与所得。 間の遅延利息分を課 の悪化につながり、 るなど、年金資産の 受給者保護を図る必要	と税運運運用用
本要 対応 縮源	する	-	_								

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	政策目標 2-1 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫 緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
	政策の 達成目標	受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うこ とにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置を要望。
	同上の期間中 の達成目標	受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
	政策目標の 達成状況	令和2年度末時点で31件269人、令和3年度末時点で30件251人に適用されており、受給 権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用者数は、次のとおり。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、閉鎖型適格退 職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができ る。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が 講じられている。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	安定した老後の所得を確保するため、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護が図られる。

税負担軽減措置等の 適用実績	_
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_
これまでの要望経緯	平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望において、特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度において課税停止措置が延長されている。